

日程第 9. 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、沖縄県の人事委員会勧告及び県内市町村の職員の給与の状況を踏まえ、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要をご説明いたします。この議案に関して、議案第 9 号改正条例案の概要説明と、給与条例等の改正ポイントの資料を 2 種類を配布していますので、主にこれらを使って説明いたします。今回の条例改正でございますが、南風原職員の給与に関する条例等の一部改正となっております。5 本の別々の条例を条だてにして 1 つの条例改正という今回の取り扱いであります。まず、1 つ目が南風原町職員の給与に関する条例の一部改正。それから、第 2 条として南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。3 つ目が、南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。4 つ目が南風原町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。5 つ目が現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例という、これ全て関連しますので今回の条例提案になっているものでございます。今回の改正のポイントを説明いたします。改正ポイントは 2 点でございます。まず、人事院勧告に伴う給料表の改正です。去る 12 月本会議で、人勧によって給与のアップの改正をさせていただきました。この 2010 年の勧告で、来る 4 月からまた新たな給料表に下さいとありました。それが今回の改正です。まず人事院勧告に伴う給料表の改正ということで、給与制度の総合的な見直し。それから世代間の給与配分のあり方を見直すため、高齢者給与の抑制。それから地域手当の見直しも含まれていたのですが、本町では該当がありません。この給料表の改正ですが、一般職員の給料表を平均で 2 パーセント引き下げということです。ただし、先ほど触れましたように、世代間の給与配分のあり方ということから若年層 1 級についてはマイナスはございません。2 級から 7 級についての引下げが平均すると 2 パーセントということで、より高いほう、それぞれの級の高い級に位置づけられているのがより多く引き下げられるということです。その例に伴って、現業職の給料表も改正ということで、先ほども触れま

したが現業職員の給与の種類及び基準に関する条例も一部改正することになります。この給与改正ですが、それに伴う激減緩和ということで、3年間の経過措置は付けられているというのも人事院より勧告されました。平成30年3月31日までは、平成27年3月の給与を下回っている人はこれを向こう3年間は保障しますという現況保障制度も含んでの勧告でございますのでそれも今回の改正として含んでいるということです。それから、給料表6級以上、いわゆる管理職については、現行もありますがこの給料表からマイナス0.2パーセントも引き続き平成30年3月31日までは行うというのも付けられております。

続きましてもう1点の大きな改正です。資料をめぐっていただきまして、勤勉手当を導入します。本町においては、期末手当、6月期と12月期、いわゆるボーナスと言われているものです。全て期末手当というもので年間支給されておりました。トータルで全職員4.1月です。6月期が1.975月。12月期が2.125月でありました。それを期末手当の部分と勤勉手当の部分に分けて支給するということになります。これまでいろんな経緯がございまして本町は期末手当のみで支給していたのですが、全国的に言いますと圧倒的にこの期末手当・勤勉手当ということで、県内市町村においても11団体を除いて全てそのような導入がなされておりました。今回についてやはり今後の人事評価制度の導入に向けていくという観点からの勤勉手当・期末手当導入でございます。6月期がトータルで1.975月ですが、一般職においては期末手当の部分1.225月、勤勉手当が0.75月。12月期が期末手当1.375月、勤勉手当が0.75月ということです。管理職につきましては、期末手当の部分1.025月、勤勉手当が0.95月。12月が1.175月と勤勉が0.95月ということで、より休暇や休職、成績率などより幅が大きく取られているということになっております。再任用の職員につきましても、元々6月期が1.0月、12月期が1.15月の期末手当のみの考え方でしたが、今回の改正に伴って期末手当6月が0.65月、勤勉手当0.35。12月期が期末手当0.8月、勤勉手当が0.35月という割合となります。この期末手当と勤勉手当は何が違うかと言いますと、期末手当の違いということで表に掲げています。公務上の負傷及び疾病による休暇が、期末・勤勉ともそれは公務災害ということで換算せず勤務していたとみなして支給されるという、罰は除算されませんということです。いわゆる病気休暇につきましては、期末手当は換算されなかったのですが、勤勉手当は30日を超すと減額部分が発生していくということです。病気休職、育児休業についても現行も6月期は前の12月から5月までの勤務状況を勘案し休職していてもそのなかで2分の1は出勤したと換算されますが、勤勉手当の場合は何日出勤したかによってより細かく影響が出るというような置き方です。欠勤につきましては、勤勉手当については最低1日、それも影響が出てくるということになっていきます。これにつきましては、3ページ以降に何日以上何日未満ということでもかなり細かくあります。例えば5ページの15日未満、1日から14日休んだら勤勉手当の部分が95パーセントの支給になります。そのように段階的に除算の割合ができてくることになります。様々な理由があるのですがそれで勤務日数に応じた支給割合になってくるというのが、勤勉手当の部分です。期末手当については、これまでどおりという考え方となります。今回

の改正のポイントは、大きく分けて以上のとおりでございます。

もう1つの資料で条だての説明となります。それぞれ1条が南風原町職員の給与に関する条例の一部改正です。改め文がございまして、12ページから新旧対照表となっております。12ページをご覧いただきたいと思います。3条の改正につきましては、手当の種類に勤勉手当を加えるという改正です。23条1項の関係は、6月1日、12月1日は基準日ですよという定義の明確化です。それから、23条の2項関係は、勤勉手当の導入に伴って管理職の期末手当支給付月数を新たに規定ということでの改正です。23条第3項の関係は、再任用職員の期末手当の支給割合の改正となっております。率につきましては、先ほど概要で説明いたしましたところです。23条の4第1項は、勤勉手当を基準日に在職する職員について基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて支給するというのが、先ほど規則で説明した勤務日数の関係です。それから23条の4第2項、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額となっております。これも規則の44条の8第9項の関係であります。先ほど少し触れましたが、平成27年度から人事評価制度を施行します。これは法制度の改正で導入することになっておりまして、非常に勤務成績が良かった一般職は100分の150、管理職は100分の190まで加算することができるという、国・各自治体一緒の割合です。ただ、実際にこのように評価されているか、国で導入されているということですが、割合についての詳細は確認できておりません。23条の4第3項関係は、勤勉手当の基礎額で、職員の給料月額が基礎ですよという明確化です。23条の4第4項は、期末手当同様に勤勉手当も役職加算されますという明確化でございます。23条の4第5項関係は、期末手当同様にこれも以前の議会で改正した条例ですが、期末手当には懲戒処分等の職員には支払わないとか支払いを一時保留するという改正をしました。勤勉手当についても同様ですという規定です。

続きまして2ページ、24条関係です。各種手当の規定に勤勉手当の追加、そして第1条の改正の附則第6項関係が管理職手当の給与月額の減額支給。先ほども触れましたが、6級以上の職員には平成30年3月31日まで0.2パーセント減を引き続き実施の明記です。附則第6項第3号も管理職の勤務手当についての減給支給の割合の定めです。附則第9項は、管理職の勤勉手当総額について減額支給算定に係る減額対象額に乗ずる割合を定めております。そして、別表第1。これは、給料表の改正です。改め文に給料表の改正がありますが、平均2パーセント引上げの給料表の改正です。それから、第2条は、南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正です。これにつきましては、期末手当の本則ではなくて、今年度からは割合を122.5と137.5を乗じて支給した額としますということでした。実は、本則で去年は12月期だけに100分の220の支給でした。これは1年分、6月期も含めて12月期で増えた率を加算していましたが、今年からは6月、12月それぞれ同額の率で計算しているものを改正・附則で修正しておりましたが、期末手当と勤勉手当に分かれますのでその率を6月期が100分の122.5、12月期は100分の137.5にするという改正です。続きまして第3条は、南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正です。

このなかでの大きな改正は、6条の3第2項、育児休業している職員が基準日以前6カ月以内に勤務した期間がある場合に勤勉手当を支給する規定。一定要件があれば勤勉手当が支給されますという条項の追加です。それから第4条は、南風原町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例です。これは第4条関係に派遣職員の給与支給に勤勉手当を加えるという改正です。

最後に3ページです。第5条は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。この2条関係は、現業職員の給与の種類は一般職の給与の例によることとするものです。他の自治体は、現業職員の条例につきましては、一般職の給与に準ずるという規定でしたが、本町の場合それぞれ規定がございましたのでそれを一般職の給与の例によるというような改正となっております。第3条関係です。現業職員の給与の基準は、一般職の給与を基準として職務の特殊性を考慮して定めるというのも、先ほどの2条の関係と同様な改正です。4条から16条も一般職の給与の例になりますというような改正で、大幅に条項が削除されております。それから、全体的な附則です。この条例は、平成27年4月1日の施行。2項は、切替日前後に昇格した場合の号給調整。これはどういうことかと言いますと、仮に班長から課長に昇格した場合、4月1日は給与が減額されております。そうすると、3月31日までより昇給したにもかかわらずそのままいかすと落ちます。このへんはマイナスにならないように、特にこの人は昇給しておりますのでそれを調整することができますという附則でございます。3項から7項もこの条例の施行で必要な経過措置です。それぞれ平成18年度に給与改正があってその減給保障を受けている人は、あと1年間の平成28年3月31日いっぱいまでは経過措置がありますといった経過措置が明記されております。以上が議案第9号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは質問します。平均2パーセント減額ということですが、具体的には個人個人の給料はいくら下げられるか分かりませんが、皆さんの資料からすると平均2パーセントカットするということのようにです。国家公務員然り、職員も然り、民間の労働者も然り給料がなかなか上がらない。けれども、消費税は上げられるということで、かなり労働者は生活が苦しい。そのために消費もなかなか上がらない。報道関係でしか知らないけれども、総理大臣自ら財界の皆さんに対して職員の給料を引き上げてくれと要請しています。それからすると、公務員は逆をいっているのかという気がしますがどうでしょうか。そういう解釈を私はしますが、民間企業の皆さんは上げてください、けれども公務員は下げてくださいというのは矛盾していないですか。職員は、仕事を一生懸命がんばっています。その公務員の皆さんの生活水準も当然上げるべきだと私は思います。下げ

るべきではないと思います。人勸、県の人事委員会から勧告されたから仕方ないとありますが、今言ったことに対して皆さんの考えは矛盾しないのかどうか。町長の職員に対する職場改善、それを私は評価します。他市町村より南風原の職員の環境は良いと思う。そのことに対して私は非常に評価をしています。そういうことがあって職員も一生懸命仕事をされるのだと思っています。今回、2パーセント下げるとのことですから、先言ったことに対して町長はどのように思われるのか。町長は責任者ですからその方針はどうか。職員に対しての考え方と言うのか、思いやりと言うのか、どう考えておられるのかお答えをお願いしますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほども触れましたが、今回の給与制度に関する総合的な見直しですが、一般的に民間賃金の低い地域における官民給与の影響が考慮された、それから50歳代後半の水準の見直しということで給料表の改正の突合表があるのですが、1級の皆さんはマイナスではないです。それぞれの級で125級まであるのですが、2から6級までそれぞれ上のほうです。それについても下げ幅はかなり低いです。ということは、民間が若いとき少し高くて、年齢がいくにしたがって放物線を描くような感じだったのですが、公務員はこれが最初の設定は低くて右肩上がりでずっと上がってくという構造を全体的に抑制して標準化するというような考えがあるようです。確かに花城議員からあったように、全国民の消費感からすれば全体の給料の底上げということもあるのですが、民間の給与形態と公務員の給与形態に差があったと言いますかそういうことと、様々な地域があります。それらの地域の官民の格差を考慮したうえでの給与改正となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。この条例改正は、給料表の改正のようですが、先に申し上げましたように、公務員の生活はかなり厳しいということで、民間も含めて給料が上がらないという実態です。底上げをしよう、経済の活性化を図ろうということで総理大臣が一生懸命民間の企業にもどうぞ職員の給料を上げてくださーいとお願ひしている状況です。特に南風原の職員は少ない人数であれだけいろんな新しい事業をどんどん実施をしてがんばっている。そういう意味からすると私は給料の数はあるかも知れないが、引き下げて欲しくないという気がします。それがまず前提で、先ほど町長の考え方はどうですかと聞きましたら、総務部長が答弁してくれたので、町長は職員のこと踏まえて職員の生活がダウンしないように、そして安心して仕事ができるようにぜひ配慮して欲しいことをお願いして質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 ちょっと理解し難いような、よく分からないところがあるのですが、1つにはこの勤勉手当というのが別にあるのか。それとも今まで期末手当1本だったのが、この表では期末手当と勤勉手当の2つをくっ付けて同じ月数を6月、12月に与えるとなっています。例えばこれまで6月が1.975月、12月が2.125月、これと全く同じようにこれからはなるのだけれども、そのなかで勤勉手当というものがあって、これは動きますよということですよ。ということは、期末手当は少なくなることはあっても多くなることはないということですか。要するに勤勉手当が少なくなるということであれば、トータルでは少なくなるわけですからそういうことなのかどうか。

それからもう1つは、先ほどの経過措置として激減する人は平成30年3月31日までの間、据え置きみたいなことをおっしゃっていましたが、それは全職員ということなのか。これには6級以上であるものに対する次に数える給与の支給に当たってはとなっているのだけれどもそれはどういうことか。激減というのがよく分からないのだけれども、ちょっとしか変わらないものは激減とは言わないのか、1,000円、2,000円変わるのを激減と言っているのかよく分からないのですが、全ての職員が平成30年3月31日までそのままということではないのですよね。その点をお聞きしたいと思います。

それから、2パーセント減らすということであれば、トータルの町の予算としてこの職員給与はどれぐらい浮くのですか。お聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、質問3点だと思います。勤勉手当を導入してプラスはないのかというご質問ですが、例えば普通と言いますか前の6月を勤務しておれば支給割は一緒ですので同じ額で、先ほどの23条の4第2項で実は勤勉手当の額に一般職は150パーセント、管理職190パーセントまで詰めますという枠は作ります。人事評価が導入されてこれがかなり熟練されていって、きちっと勤務評価がなされていけばそういった増額される職員若しくは減ぜられる職員が出てくるものだと思います。以前からこの枠については設定されております。本町が勤勉手当の導入が遅れたということでもあります。ただ、県内では沖縄県をはじめ勤務日数の影響は出ているのですが人事評価では今のところ反映されていないのが現実です。平成30年3月31日までの経過措置です。全体として給料表が平均2パーセント引き下げられます。これは全員同じ取扱いです。当然1級の職員に減はないですからそれはそれで経過措置はないことが当たり前なのですが、プラス6級以上の職員はこの給与月額に基本的にはマイナス0.2パーセントされています。それも同じ期間、平成30年3月31日まで同じようにやりますよということです。全体的な給料表の

平成27年第1回定例会3月3日

2パーセントマイナス。もう1つは、6級以上の職員はこの給料表の位置づけの額から0.2パーセント減額されています。それも両方、平成30年3月31日まで続けますということです。

もう1つ、マイナス2パーセント減されれば予算への影響はということです。経過措置というお話をしました。給料表が下げられますが、今年の3月給与を基準としてこの差額は平成30年3月31日まで経過措置として支給しますというのがあります。ですから、予算は変わらないということです。基本的に昇給だとかこういうものがないとして、予算の積算の増減としては同じですということになります。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時40分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第9号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。